

治療用装具を作成する場合

- 療養担当医師が治療上必要であると認め、医師の指示により治療用装具を作成・購入した場合、療養費として保険給付を受けることができます。ただし、支給の対象となる装具は健康保険法第87条や各種通達などを基に審査を行い当組合が認めた場合に限りです。

健康保険の適用となる『治療用装具』

- ✓ 治療上必要不可欠な装具で、療養担当医の指示のもと作成・購入した装具
- ✓ 原因疾患の患部に直接作用し、原因疾患を解消させる目的とした装具
- ✓ 装具装着後、装具について保険医の確認、その後継続的に効果検証がされている装具
- ✓ 症状固定前に装着する装具



健康保険の適用とならない装具

- ✓ 日常生活の向上や改善が目的で、常に着用し半永久的に使用する装具
- ✓ 原因疾患の解消目的ではなく、症状としての痛みの緩和（除痛）を目的とした装具
- ✓ 手術や処置により解消状態にある原因疾患の再発防止を目的とした装具
- ✓ スポーツの際装着し、患部の保護、けがの予防を目的とした装具
- ✓ リハビリ目的や症状固定後に装着した装具
- ✓ 美容目的の装具

注意！！

医療機関や装具業者から『**健康保険の支給対象**』等のご説明があった場合でも、当組合の支給基準を満たしていない場合は療養費の支給を受けることはできません。

【関係通達】

- ◎治療用装具の療養費支給基準について（令元9.18 保発0918 7、昭62.2.25 保発発6）
- ◎治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について（令4.10.21 保医発1021 1）
- ◎治療用装具に係る療養費の支給の留意事項等について（令5.3.17 保医発0317 1）等